

学術支援職員・学術支援専門職員の廃止、学術専門職員の設置、職域時間限定職員の創設は、職の選別化と人件費の抑制が目的

週 30 時間以上 38 時間 45 分未満勤務する職域時間限定職員の創設(2020 年 7 月より)が提案されています。これは職域限定制度を短時間勤務職員にも適用することです。職域限定職員は職場を異動せずに特定の業務に従事しますが、給料は年俸制で低いままで上がりません。さらに、2021 年度より、学術支援職員および学術支援専門職員はフルタイム・短時間とも廃止されます。代わりに新設される学術専門職員は専門職となり、専門職に該当しない学術支援職員・学術支援専門職員は職域限定職員もしくは職域時間限定職員しか選択肢がありません。学術専門職員や特任専門(職)員など専門職に従事する人には一定以上の待遇を保障するが、専門性の高い業務ではなく恒常的業務に従事する職員の待遇は低く抑制する意向があると思われます。待遇の切り下げには強く反対していきます。

短時間勤務有期雇用職員の休暇の有給化

	年間休暇日数	有給	常勤の日数
年次有給休暇	20 日(週 5 日勤務)、15 日(週 4 日勤務)	○	☆
夏季一斉休業	2 日	○	☆
業務上事故による休暇	必要と認められる期間	◎	☆
病気休暇	10 日	◎	90 日
骨髄移植休暇	必要と認められ得る期間	◎	☆
生理休暇	必要と認められる期間	◎	☆
社会貢献活動のための休暇	1~5 日(週勤務日数に対応)	◎	☆
結婚休暇	連続 5 日	◎	☆
配偶者出産休暇	7 日	◎	☆
出産休暇	産前 6 週間、産後 8 週間、母子健診	無給	有給
生後 1 年未満の子の保育休暇	1 日に 30 分 2 回	◎	☆
育児休暇	子 1 人で 5 日、子が 2 人以上 10 日	○	☆
介護休暇	介護者 1 人で 5 日、2 人以上 10 日	○	☆
忌引休暇	配偶者・父母 7 日、子 5 日、祖父母 3 日など	○	☆
親族の追悼休暇	1 日	◎	☆
リフレッシュ休暇	1 日	○	3 日
災害休暇	7 日	○	☆

◎は 2020 年度より有給化が認められる休暇 ○はこれまでに有給化している休暇

☆は常勤職員と短時間勤務有期雇用職員が同一日数の休暇

短時間勤務有期雇用職員への手当支給

	支給の有無	支給内容
扶養手当	支給なし	
住居手当	支給なし	
特殊作業手当	○	特定有期雇用職員も対象になる
通勤手当	○	常勤職員と同一
時間外勤務手当	○	常勤職員と同一、125/100
休日出勤手当	○	常勤職員と同一、135/100
期末手当	※	2021 年度より

※ 期末手当は今回支給することを決定するが、2021 年度より支給される。支給額は予算等の状況により決まる。